

## ○国立大学法人筑波大学毒物及び劇物管理規程

〔平成17年7月21日  
法人規程第51号〕

改正 平成22年法人規程第38号  
平成23年法人規程第47号  
平成24年法人規程第21号  
平成25年法人規程第16号  
平成26年法人規程第37号  
平成28年法人規程第47号  
平成30年法人規程第45号  
平成31年法人規程第31号  
令和元年法人規程第28号  
令和2年法人規程第27号

### (趣旨等)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学職員の安全衛生管理規則（平成16年法人規則第29号）第21条の規定に基づき、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）における教育研究活動等に使用される毒物及び劇物の管理について必要な事項を定めるものとする。

2 毒物及び劇物の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、この法人規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この法人規程において「毒物」とは、法第2条第1項に規定する毒物をいう。

2 この法人規程において「劇物」とは、法第2条第2項に規定する劇物をいう。

3 この法人規程において「組織」とは、学術院、研究群、専攻、学位プログラム、学群、学類、総合学域群、系、教育研究施設、附属図書館、附属病院、附属学校教育局、附属学校、理療科教員養成施設及び事業費により措置する教育研究組織等をいう。

4 この法人規程において「組織の長」とは、前項の組織の長をいう。

### (管理の総括)

第3条 学長は、法人における毒物及び劇物の管理を総括する。

### (組織の長の責務)

第4条 組織の長は、当該組織における毒物及び劇物に関する管理体制を整備するとともに、毒物及び劇物の盗難、紛失その他の事故を未然に防止するための措置を講じなければならない。

2 組織の長は、所属の職員及び学生に対し、関係法令、取扱上の注意事項等を周知徹底し、安全管理に関する意識の向上に努めなければならない。

### (毒物劇物管理責任者)

第5条 毒物又は劇物を保管及び使用する研究室、実験室等（以下「研究室等」という。）ごとに毒物劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、毒物又は劇物を使用する者（以下「使用者」という。）のうちから、組織の長が指名する。

2 管理責任者は、研究室等において保管及び使用される毒物又は劇物の管理に必要な指導監督に当たるものとする。

3 組織の長は、管理責任者を指名したとき又はこれを変更したときは、別記様式の毒物劇物管理責任者指名(変更)報告書により、学長に届け出なければならない。

（保管方法等）

第6条 毒物及び劇物は、金属製の堅固な構造で施錠機能を有する専用の保管庫に保管し、施錠を行い、鍵は管理責任者が保管するものとする。

2 地震等の災害による事故を未然に防止するため、保管庫を床等に固定するとともに、保管庫の棚から毒物又は劇物の容器の転落を防止するための措置を講じなければならない。

（表示）

第7条 保管庫には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字を、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

（受払簿）

第8条 組織において毒物又は劇物を保管するときは、受払簿を備えなければならない。

2 使用者は、毒物又は劇物の受払いの都度、品目ごとに、受払数量を受払簿に記録しなければならない。

3 管理責任者は、定期的に、毒物又は劇物の保管数量及び受払簿の残数量を確認しなければならない。

（廃棄）

第9条 管理責任者は、保管されている毒物又は劇物のうち使用の見込みがないものについては、速やかに廃棄することとし、廃棄に当たっては、法及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）で定める廃棄方法の基準並びに国立大学法人筑波大学廃棄物管理規程（平成17年法人規程第52号）によるものとする。

（事故の際の措置）

第10条 使用者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下にしみ込んだ場合において、保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちに、管理責任者に通報し、管理責任者は、危害を防止するため必要な応急の措置を講じるとともに、組織の長及び環境安全管理室長に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 管理責任者は、管理する毒物又は劇物について、盗難、紛失その他の事故が生じたときは、直ちに、組織の長及び環境安全管理室長に届け出て、その指示に従わなければならない。

3 前2項の届出を受けた環境安全管理室長は、直ちに、学長に報告しなければならない。

(雑則)

第11条 この法人規程に定めるもののほか、毒物及び劇物の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人規程は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 当分の間、第2条第3項に規定する組織には筑波大学医療技術短期大学部を含むものとし、同条第4項に規定する組織の長には筑波大学医療技術短期大学部の部長を含むものとする。

附 則 (平22.6.10法人規程38号)

この法人規程は、平成22年6月10日から施行し、改正後の国立大学法人筑波大学毒物及び劇物管理規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平23.9.29法人規程47号)

この法人規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平24.3.29法人規程21号)

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平25.2.28法人規程16号)

この法人規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平26.3.27法人規程37号)

この法人規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平28.3.24法人規程47号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平30.3.22法人規程45号)

この法人規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平31.4.26法人規程31号)

この法人規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令元.12.26法人規程28号)

(施行期日)

- 1 この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科に係る第2条第3項の規定の適用については、この法人規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令2.3.26法人規程27号）

この法人規程は、令和2年4月1日から施行する。

